

(別紙3) 地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額
3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

うち協議会が実施する事業

地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例) ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
- ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行
 - ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航 等
- ◇ 車両関連施設整備等
- ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合い環境整備、デマンドシステムの導入 等
- ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
- ◇ 乗継円滑化等
- ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設置・運営 等
- ◇ 公共交通の利用促進活動
- ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
- ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
- ◇ その他地域の創意工夫による事業



- ・協議会の参加要請応諾義務
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

策定支援

取組支援

新支援制度による支援

<補助率等>

○「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費
定額(上限については調整中)

○総合事業計画に定める事業に要する経費

・実証運行(運航) 1/2

・実証運行(運航)以外の事業 1/2 (※)

(※)政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

<制度の特徴>

【計画的取組の実現】

- ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能

【協議会の裁量確保】

- ・事業をパッケージで一括支援
- ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施

【地域の実情に応じた支援の実現】

- ・地域の実情に応じた協調負担の実現

【事業評価の徹底】

- ・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

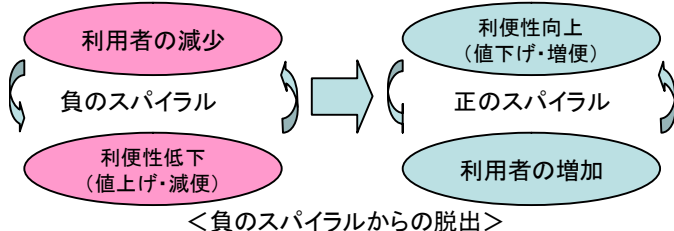
(別紙3) 地域公共交通活性化・再生総合事業の活用イメージ

ポイント

- 地域公共交通活性化・再生法を活用し、地域のバス交通の活性化のために、協議会(市町村、バス事業者、道路管理者、住民等)が取り組む事業について、パッケージで一括支援
- 地域公共交通総合連携計画の届出及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)の認定が必要
- 補助率は、実証運行:1/2、実証運行以外の事業:1/2(政令市が設置する協議会の取り組む事業1/3)、地域公共交通総合連携計画(法定計画)策定経費:定額

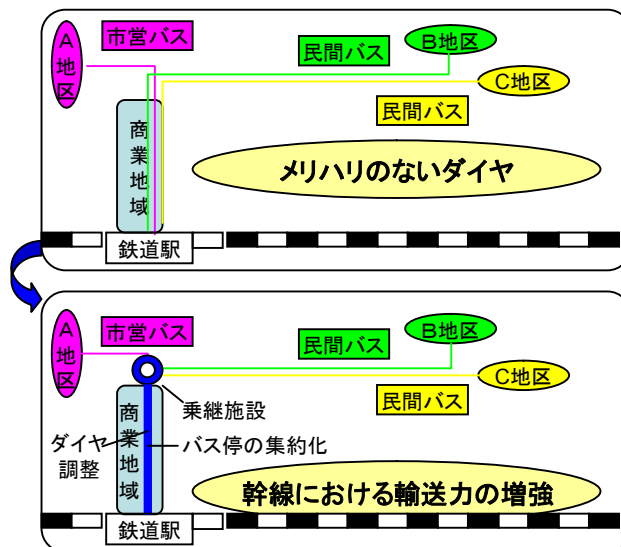
需要喚起型

○潜在需要の発掘を含む、きめ細かく低廉で利便性の高いサービスを提供する事業



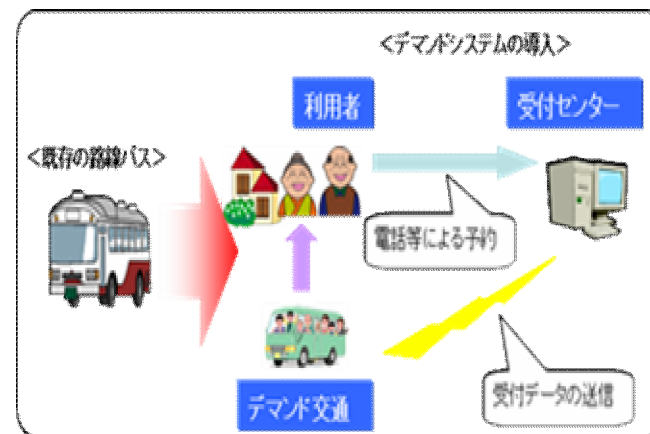
路線再編型

○市町村等とバス事業者が連携して路線再編等を行うことにより、利用者利便を向上させる事業



多様な車両・運行形態活用型

○従来のバス事業の継続が困難となっている場合に、コミュニティバス、乗合タクシー、デマンドバス・タクシー、スクールバス、福祉バス等地域の实情に即した車両・運行形態を活用して生活交通を再生する事業



その他

- 車両関連施設整備等(バス車両購入費、車載機、バス停等待合環境整備、デマンドシステム整備等)
- 乗継円滑化等(乗継情報、運行情報等の情報提供、パーク&バスライド、サイクル&バスライド、ICカード導入等)
- 利用促進活動(広報、啓蒙活動、車両のラッピング、モビリティマネジメント等)

(別紙3) 地域公共交通活性化・再生総合事業(自動車交通関係)

未定稿

下表は、検討段階のものであり、今後、補助要綱の制定により確定する。

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率等
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条定める協議会(地域公共交通会議を同協議会に位置付ける場合を含む。)	地域公共交通総合連携計画策定支援	地域公共交通総合連携計画策定に要する調査費、協議会開催等事務費	定額(上限については調整中)
	バス、乗合タクシーの実証運行	実証運行設備整備費、車両リース料、運行費(収入を除いた差額に対して補助)、周知広報費、調査費	1/2
	車両関連施設整備 ・車両購入、車両関連設備整備 ・バス停等待合い環境整備 ・デマンドシステムの導入	車両購入費、車載器等車両設備費 停留所整備費、ベンチ設置等待合い環境整備に必要な経費 センター設備整備費、ソフトウェア整備費	1/2 (政令市が設置する協議会の取り組む事業1/3)
	スクールバス、福祉バス等の活用	調査費、広報費、車両リース料	
	乗継円滑化 ・乗り継ぎ情報、運行情報、周辺観光情報等の情報提供 ・ICカード導入 ・パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライドの促進	情報提供システム開発費・整備費、案内板等設備整備費、バスマップ作成費、HP作成経費、広報費 システム開発費・整備費 駐車場・駐輪場整備費、広報費等	
	利用促進活動 ・イベント、広報、啓蒙活動、乗継割引運賃・周遊切符の発行、企画サービスの実施等 ・車両のラッピング等 ・モビリティ・マネジメント	広報費、啓蒙活動経費、セミナー・イベント等開催費、システム開発費、企画運営費(企画車両運行に伴う追加的経費等)、アンケート等調査費等 ラッピング等に必要な諸経費 調査費、広報費等	
	その他地域の創意工夫による事業		

※用地取得費及び実証運行以外のバス等の運行費や設備のランニングコストは補助対象外であることに留意。